



和解の勧試：仲裁人による伝統に基づいたサービス

当事者や代理人の法的・文化的背景などを踏まえて適切と考えられるところで、スイスの仲裁人が当事者に対し和解を持ちかけ、さらには紛争の友好的解決に達するための援助を申し出ることには一般的なことです。当事者の最初の書面を受領した後に和解期日を設けるスイスの一部の裁判所の確立した実務やスイスの外交における長い伝統に、この実務の起源があります。より一般的には当事者の利益の最大化を常に念頭に置き、効果的で効率的な態様で当事者の紛争を解決することを志向するスイスの紛争解決への姿勢ともこの実務は整合します。

仲裁人による和解の勧試は様々な形態を取ることができますが、いずれの場合でも当事者の明示の合意と枠組みや手続についての事前の合意が必要となります。そのため、和解の勧試は、スイスの仲裁人が紛争を真に解決するための追加的なサービスであると見られています。仲裁手続に問題が生じないよう、当事者は和解手続に関与したことを理由として仲裁人に対して事後的に忌避申立を行う権利を放棄するよう求められます。

和解の勧試は通常以下の方式で行われます。

手続の一環としての和解に向けた話し合い：当事者から要望があり、かつ当事者間で合意された場合には、任意の手続として仲裁手続のスケジュールの中に当事者間の和解に向けた話し合いの時間が用意されることがあります。これには一方当事者が言い出さなくとも、任意的な和解に向けた話し合いを仲裁手続に取り込むことができるというメリットがあります。

初期的な見解についての審問（ヒアリング）：これが最も典型的な方式です。適切であり、かつ両当事者からの要請があった場合、その時点までに出された記録の詳細な分析に基づく事案についての仲裁廷の予備的な見解を当事者に共有するためのいわゆる「初期的な見解についての審問（preliminary views hearing）」を設定することに仲裁廷が合意することがあります。こうした見解は、その後提出される追加の主張や証拠にマイナスの影響を与えないという前提で共有されます。このような審問はいつでも設定されることがありますが、一般的には最初の主張書面の提出の後や証拠調を行う審問期日（ヒアリング）の前に行われます。仲裁廷からのインプットに基づき、また事案についての知識に支えられ、当事者は自らの主張の強い点と弱い点を評価し、的を絞って今後提出する追加証拠や主張を選別し、和解の利益と仲裁判断に進んだ場合のリスクを比べたりすることができるようになります。この方法によると、当事者のメンツをつぶさずに当事者に早い段階での（したがって効率的な）和解への道筋を提供することができます。

和解案の提案：全ての当事者の要請があった場合には、あくまで初期的であって最終判断に影響を及ぼさない評価に基づいて紛争についての和解の枠組みの案を提案するという形で、さらに当事者を支援することに仲裁廷が合意することがあります。

調停人や斡旋人として活動する仲裁人：上に述べたことと対照的に、スイスの仲裁人が仲裁人の役割を変えて、調停人や斡旋人として活動することはまれです。特に、一方当事者とだけ面談したり、さらに一般的にいうと、一方当事者が、仲裁人に対し、仲裁の記録にない事実や立場で、相手方当事者が必ずしも知らない事実や立場を開示するような和解の勧試の手続に対しスイスの仲裁人は消極的です。当事者がより積極的な和解の勧試を求める場合には、通常外部の調停人の関与を選択します。これも仲裁手続のスケジュールに組み込むことができます。